資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二一一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月十三日

京都市右京区西京極南大入町四三番地

有限会社太田写真型製作所

取締役　太田　正三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月一日であり、株主総会の決議は、平成二十九年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月十三日

高知県香南市赤岡町一五七三番地八

有限会社野崎自動車

取締役　野﨑　利男

準備金の額の減少公告

当社は、平成二十九年八月三十一日を効力発生日とする雄健工業株式会社との株式交換、同日を効力発生日とするＹＫ熊本株式会社との株式交換及び同日を効力発生日とする株式会社ＹＫＰ建築設計コンサルタントとの株式交換（以下、「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年九月十三日

熊本県玉名郡長洲町大字名石浜二一番地一三

株式会社雄健ホールディングス

代表取締役　出井健太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月十三日

札幌市西区二十四軒一条一丁目三番五号

株式会社いずみホールディングス

代表取締役　泉　卓真

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二五〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月十三日

東京都港区赤坂二丁目二番一二号

ＥＭＴＧ株式会社

代表取締役　冨田　義博

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月十三日

鹿児島県姶良市西餅田一一九一番地三

プリントネット株式会社

代表取締役　小田原洋一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十三日

東京都府中市四谷五丁目四〇番一三号

株式会社太田製作所

代表取締役　太田　敦子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十三日

神奈川県川崎市高津区溝口一丁目二四番一六号

株式会社高砂製作所

代表取締役　上杉　則彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十三日

岐阜県可児市土田五一五〇番地一

名岐エコ・パルプ株式会社

代表取締役　小黒　裕孝

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年九月十三日

名古屋市中区錦三丁目一七番一五号

中野商事株式会社

代表取締役　中野　幹夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年九月十三日

岐阜県可児市土田五一五〇番地一

名岐エコ・パルプ株式会社

代表取締役　小黒　裕孝

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林政維が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月十三日

埼玉県川口市柳崎五丁目七番一五号

石虎堂股份有限公司

日本における代表者　林　政　維

限定承認公告

本籍埼玉県所沢市小手指町三丁目一四番、最後の住所埼玉県入間市大字下藤沢六三五番地

六　被相続人　亡　杉山　義貴

右被相続人は平成二十九年七月三日死亡し、その相続人は平成二十九年八月三十日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

神奈川県横浜市港北区日吉七丁目四番地二

四号―二〇五

相続財産管理人　杉山　豪

限定承認公告

本籍静岡県静岡市清水区矢倉町二二五番地、最後の住所静岡県静岡市清水区八坂東一丁目七番一五号第二東荘二〇二号

被相続人　亡　海野　隆

右被相続人は平成二十九年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十九年九月四日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

静岡県静岡市清水区秋吉町六番三〇号

相続財産管理人　海野　止乃

限定承認公告

本籍大阪府摂津市鶴野一丁目二〇三番地、最後の住所大阪府摂津市鶴野一丁目二番一四号

被相続人　亡　南野　洋

右被相続人は平成二十九年三月三十一日死亡し、その相続人は平成二十九年九月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

大阪府摂津市鶴野一丁目二番一四号

限定承認者　南野　剛之

任意清算公告

当法人は、平成二十九年八月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月十三日

横浜市緑区台村町三一七番地

税理士法人緑中央会計事務所

清算人　和泉　弘二

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二	二	四	相続財産管理人弁護士　長沢　勇紀	相続財産管理人弁護士　尾沢　勇紀

（印刷誤り）

平成二十九年八月二十八日掲載の静岡家庭裁判所沼津支部に係る平成二十九年（家）第八〇八四号相続財産管理人の選任中

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十三日付第一九七号三
月二十一日付参会第一九号

二ページ●同日付政府調達第一七四号一二ページ●四六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）